

【令和5年度 授業実施に係る基本方針】

文 理 学 部

令和5年度における授業の実施については、令和4年度と同様に講義・演習・実習などの区別なく「対面授業」を基本とします。このほか、申請に基づき「遠隔授業」を認めることもあります。

1 「対面授業」の定義と実施について

授業回数の半数以上（半期8回以上、通年16回以上）を対面で行うものを「対面授業」とします。

対面授業を実施する際には、感染症対策を徹底し、学生及び教職員の安全を十分に配慮した上でおこなってください。遠隔対応が必要な学生（新型コロナウイルス感染症に罹患した者や感染が疑われる者、濃厚接触者となるなど対面授業に参加できない学生）については、学生の学修機会が確保できますように、授業の中継または録画や追加の課題など可能な限りのご対応をお願いいたします（文部科学省からの通知によって変更の可能性があります）。

※対面授業につきましては、不測の事態が生じても、可能な限り「対面授業」の要件を満たすように計画・実施いただきますようご協力をお願いいたします。

2 「遠隔授業」の定義と実施について

遠隔授業は、原則として同時双方向型・オンデマンド型の2種類により授業回数の半数以上（半期8回以上、通年16回以上）をおこなうものとします。同時双方向型授業をおこなう場合には、接続できない学生に対して適切にご配慮をお願いいたします。

3 遠隔授業計画の届け出

上記2に該当する遠隔授業は、原則、事前申請が必要です。科目の幹事学科・研究室に申請理由を提出していただき、学務委員会での審議を経て認められます。また、授業がはじまってから教室定員を超える履修者がいることなどが判明する場合があります。このような場合は、授業第一週で遠隔授業に変更するなどのご判断をしていただき、授業方法の変更とその理由を速やかに科目の幹事学科・研究室に申請（事後申請）するとともに、学生にもその旨をBlackboard等でお伝えください。

遠隔授業については、受け入れ人数を300名程度までとします。大きく超えた場合は、第一週に各科目において抽選をおこない、その結果を4日以内にBlackboardの連絡事項またはメールにて学生にお知らせください。

※遠隔授業につきましては、「対面授業と同等またはそれ以上」の教育効果があることが求められておりますので、その点、ご注意ください。

4 基本方針の見直し

この基本方針については、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大・終息状況や国・自治体などの指針変更により、見直す場合があります。

以 上